

大 個 審 第 1 1 号
(答 申 第 1 2 号)
平成 1 0 年 9 月 2 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答 申)

平成 1 0 年 8 月 1 3 日 付 け 福 政 第 3 6 0 号 で 諮 問 の あ り ま し た 高 齢 者 介 護 サ ー ビ ス 体 制 整 備 支 援 事 業 に お け る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 (以 下 「 条 例 」 と い う 。) 第 7 条 第 3 項 第 6 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 収 集 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 本事業の実施に際し、本人の意思確認が困難な者を調査対象とする場合には、当該状況を客観的に判断しうる具体的な基準を定めるとともに、本人に代わって調査の同意を求める者の範囲を本人の意思を反映しうる配偶者等に限定するなど、本人の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮すること。
- 2 本事業を市町村に委託する際には、平成 9 年 1 1 月 1 0 日 付 け 大 個 審 第 2 4 号 (答 申 第 1 0 号) で 示 し た 留 意 事 項 を 踏 ま え る ほ か 、 本 人 の 意 思 確 認 が 困 難 な 者 の 状 況 判 断 を 、 本 人 の 心 身 等 の 状 況 に 精 通 し て い る 専 門 職 の 職 員 に 行 わ せ る 等 の 取 扱 要 領 を 作 成 し 、 周 知 す る な ど 、 個 人 情 報 保 護 措 置 を 徹 底 さ せ る こ と 。
- 3 本事業で収集した個人情報の管理を市町村に委ねる場合は、条例第 8 条 第 3 項 に 規 定 す る オ ン ラ イ ン に よ る 個 人 情 報 の 外 部 提 供 を 禁 止 す る な ど 、 条 例 第 1 0 条 の 趣 旨 に 基 づ く 保 護 措 置 を 求 め る と と も に 、 当 該 市 町 村 に お い て も 取 り 扱 う 個 人 情 報 の 重 要 性 に 鑑 み て 、 管 理 体 制 の 確 立 に 努 め る よ う 指 導 す る こ と 。
- 4 本事業を行うに当たって、上記 1 から 3 に関して講じた措置について、本審議会に報告するとともに、諮問内容に追加や変更が生じるときは、改めて本審議会に諮問すること。